

令和7年度 千葉県奨学生募集（貸付型）

☆千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子※）を行っています。

※計画通りに返還を行われなければ年利5%の延滞金が発生します。

【申請方法】	在学する学校で申請します。 申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。
【資格】	①保護者が千葉県内に住所を有する者。 ②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。 ③経済的理由により修学が困難な者（以下の【経済基準】を参照）。 ④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。
【経済基準】	親権者の収入金額の合計が、千葉県教育委員会の定める収入基準額以下であること。 （以下の「収入・所得の目安表」参照）

（収入・所得の目安表）

- ※ 給与所得の場合は収入金額（税込み）、営業等所得の場合は収入金額から必要経費を引いた金額。
- ※ 収入は、親権者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計。
- ※ 4人世帯の場合、父母・本人・中学生の世帯を想定して算出。
5人世帯の場合、父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定して算出。（単位：万円）

区分		平成29年度以降入学者	
		国公立	私立
給与収入	4人世帯	665	735
	5人世帯	784	882
営業等所得	4人世帯	291	340
	5人世帯	376	474

【貸付条件】	連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。
【貸付月額】	下表から希望額を選んでいただきます。貸付期間中に変更することも可能です。

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
貸付月額	10,000 円	10,000 円	15,000 円	15,000 円
	20,000 円	20,000 円	25,000 円	25,000 円
		30,000 円		35,000 円



【貸付期間】	令和7年4月分から正規の修学期間が終了するまで。
【貸付方法】	生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。 ※初回貸付けは審査終了後、4月分から貸付決定月分までを振り込みます。
【返還方法】	貸付終了月の翌月から据置期間（6か月）経過後、規定の年数以内（10～14年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式（無利子）により返還していただきます。
【返還猶予】	大学等に進学、又はその準備中の場合は、その期間返還を猶予する制度があります。 （大学等進学の場合：正規の修学期間。大学等進学準備中の場合：年度更新で通算5年まで） ※一定の収入（例：給与所得の場合、年間収入金額230万円）を得るまでの間も、返還を猶予できます。

※返還猶予は「減免（免除）」ではありません。

※返還猶予は申請が必要です。卒業後、自動で猶予されるものではありません。

申請期限は、令和7年 5 月 2 日（金）です。

返還猶予制度とは…？

卒業



卒業のときに返還計画を立てます。

借りた金額により、返還の期間※が変わります。

※80万円以下の場合：10年以内
80万円を超え110万円以下の場合：12年以内
110万円を超える場合：14年以内



就職

卒業後に返還が始まり、毎月払いや半年払いなど、分割して返還※します。

※月2万円を3年間借り受けた場合、合計で72万円となり、
最長で毎月6,000円×10年間で返還していただきます。

返
還

収入的に返還
が厳しい

一時的に返還が難しくなったら
どうすればいいの？

進学

災害

病気

浪人

きちんと手続きをすれば、
返還を猶予できます！



猶予
申請

提 出



<提出先>

千葉県立学校を卒業：学校

その他の学校を卒業：千葉県教育庁財務課



猶予再申請※

猶予決定

状況が改善しなかったら…

状況が改善したら…

※猶予の再申請について

猶予が自動で継続することはありません。

また、猶予の理由によっては、年数に限りがありますのでご注意ください。

返還再開

GOAL！

返 還 完 了

猶予できる理由	必要書類	猶予期間
①高校在学中	在学証明書または学生証の写し	正規の修学期間
②上級学校（大学・専門学校等）に進学、または在学中	在学証明書または学生証の写し	正規の修学期間
③上級学校へ進学するため勉強中	不要	1年（通算5年まで）
④災害により住宅等が被害を受けた場合	罹災証明書	教育委員会が認める期間
⑤病気により一時的に就業できない場合	医師の診断書	教育委員会が認める期間
⑥生活保護受給中である場合	生活保護受給証明書	1年
⑦経済的理由により返還が困難な場合（収入が基準額以下の場合） （返還者本人の給与所得が230万円以下で、 かつ生計を一にする親の給与所得が300万円以下の場合）	「事情書」及び収入証明書類	1年

※返還期の過ぎた分の未収金は猶予対象になりませんので、猶予申請のご相談はお早めに！！